

## ○求職活動実績について

●認定日までに求職活動の実績は何回必要でしょうか。

原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までに2回以上の求職活動が必要です。  
ただし、3か月の給付制限がかかる方は、待期満了後から給付制限経過後の最初の認定日の前日までに3回（給付制限期間が2か月の場合は2回）以上の求職活動が必要です。それ以外の方は、待期満了後から最初の認定日の前日までに1回以上の求職活動が必要です。

●どのような活動が求職活動の実績に該当しますか。

求職活動の実績に該当するものとして、次のようなものがあります。

・求人への応募、ハローワーク等が行う職業相談・職業紹介等、許可・届出がある民間機関が行う職業相談・職業紹介等、公的機関等が行う各種講習・セミナー、個別相談ができる企業説明会等の受講など。

このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、ハローワーク・新聞・インターネット等での求人情報閲覧等だけでは求職活動実績には該当しません。